

松本市南部老人福祉センター指定管理者募集要項

令和 7 年 7 月
松 本 市

目 次

1	公募の趣旨・目的・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	特記事項・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1～2
4	施設の設置目的及び管理運営方針・・・・・・・・	2
5	業務の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	2～3
6	指定期間・・・・・・・・・・・・・・・・	3
7	管理の基準・・・・・・・・・・・・・・・・	3～4
8	管理運営に要する経費・・・・・・・・	4
9	応募資格・・・・・・・・・・・・・・・・	4～5
10	応募方法・・・・・・・・・・・・・・・・	6～8
11	指定管理者の候補の選定・・・・・・・・	8～9
12	協定の締結・・・・・・・・・・・・・・・・	9
13	モニタリング・・・・・・・・・・・・・・・・	9
14	指定管理者の指定の取消し・・・・・・・・	9～10
15	損害賠償・・・・・・・・・・・・・・・・	10～11
16	市と指定管理者の責任分担・・・・・・・・	11
17	備品等の帰属・・・・・・・・・・・・・・・・	11～12
18	その他留意事項・・・・・・・・	12～13
19	問合せ先・・・・・・・・	13

【別紙】

- ・別紙 1 松本市南部老人福祉センターの管理運営に関する仕様書
- ・別紙 2 松本市公の施設事業計画書（松本市南部老人福祉センター用）
- ・別紙 3 労働条件調査票
- ・別紙 4 指定申請に係る申立書
- ・別紙 5 共同体構成届出書
- ・別紙 6 松本市南部老人福祉センター指定管理者募集要項等に関する質問書
- ・別紙 7 松本市南部老人福祉センター指定管理者選定審査項目
- ・別紙 8 松本市南部老人福祉センターの管理運営のモニタリングに関する要領
- ・別紙 9 松本市南部老人福祉センターの指定管理に係るリスク分担表
- ・様式第 1 号 松本市公の施設の指定管理者の指定申請書

1 公募の趣旨・目的

松本市では、松本市南部老人福祉センター（以下「本施設」という。）の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び松本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年条例第46号。以下「手続条例」という。）第3条及び松本市総合社会福祉センター条例（昭和58年条例第42号）第3条の2の規定により、施設の管理運営業務を行う指定管理者の募集を行います。

2 特記事項

- (1) 松本市総合社会福祉センター（以下「施設」という。）を管理する指定管理者や、施設内にある福祉施設の指定管理者等と良好な関係を維持し、利用者の利便性や施設の有効活用が図られるようにしてください。
- (2) 現在、本施設の管理運営に従事する職員で、今後も継続して勤務を希望する職員については、事業の安定性及び継続性を図る観点から、なるべく継続して雇用していただきますようお願いします。

3 施設の概要

- (1) 名称 松本市南部老人福祉センター
- (2) 所在地 松本市双葉4番16号 松本市総合社会福祉センター3階
- (3) 開設年月 昭和58年10月
- (4) 施設内容
 - ア 構造 鉄筋コンクリート造 5階建のうち本施設は3階
 - イ 敷地面積 9,215.63㎡（松本市総合社会福祉センター）
 - ウ 延床面積 845㎡（3階 本施設）
 - エ 施設内容
 - 1階 管理事務室、市民課、心身障害者福祉センター 等
 - 2階 社会福祉協議会 在宅福祉課、南部児童センター 等
 - 4階 会議室、南松本訪問看護ステーション、南部地域包括支援センター 等
 - 5階 社会福祉協議会 総務課、地域福祉課、生活福祉課、ボランティアセンター 等
- (5) 利用状況
 - 令和6年度実績 施設利用者数 10,912人（延べ数）
 - 講座等参加者数 286人（延べ数）
 - プラチナ大学入学者数 80人
- (6) 収支実績
 - 令和6年度実績 歳入（指定管理料） 8,098,261円
 - 歳出（人件費、事務費等） 8,098,261円

※施設の概要については、上記のほか、別紙1「松本市南部老人福祉センターの管理運営に関する仕様書」（以下「仕様書」という。）及び「松本市総合社会福祉センター」

のホームページを参照してください。

4 施設の設置目的及び管理運営方針

(1) 施設の設置目的

老人福祉法及び地方自治法に基づき、地域の高齢者に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって高齢者に健康で明るい生活を営ませることを目的としています。

(2) 管理運営方針

上記目的を達成するために、別に定める仕様書に基づき適正に管理運営することとします。

(3) 人員配置等

施設の長、相談・指導を行う職員、その他必要な職員をおくものとしませんが、本施設の運営に支障がない場合には、他の社会福祉施設等の職員との兼務は差し支えないものとしします。

5 業務の内容

(1) 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は、次のとおりです。詳細は、仕様書によります。

ア 使用の許可に関する業務

受付業務 等

イ 施設及び設備の維持管理に関する業務

建築物保守管理業務、備品等保守管理業務、清掃業務、環境衛生管理業務、修繕業務、警備業務 等

ウ 老人福祉法の規定により本施設が行う事業に関する業務

各種相談、学習事業の実施、教養講座の実施、機能回復訓練指導、高齢者クラブ運営に対する援助 等

エ その他の業務

使用者の急病等への対応、災害時の対応

(2) 業務の委託

業務内容の全部又はその主たる業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません（管理運営上、委託を行う業務については、下記 10(2)イの事業計画書にその旨を記載するとともに、収支予算書に必要な委託料の計上をしてください。）。

(3) 自主事業に関する留意事項

ア 「自主事業」とは、施設の設置目的を達成するため、管理業務の遂行を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用負担により企画実施する事業をいいます。

イ 市は、施設の価値向上等の観点から、自主事業の提案を積極的に求めており、その有無及び内容について選定時の評価に勘案することとしています。

ウ 自主事業を実施する場合は、申請にあたって自主事業計画書を提出してください。提案された自主事業の可否については、市と協定を締結する際に、改めて協議することとします。なお、提案された自主事業が認められない場合に申請自体を辞退するおそれがある場合は、必ずその旨を事業計画書に明示してください。

エ 指定管理者が自主事業を実施するときは、市に対して詳細な自主事業計画書を年

度ごと提出し、事前に市の承認を受けることとします。

6 指定期間

- (1) 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日までの 5 年間を予定しています(松本市議会での議決により確定します。)
- (2) 手続条例第 6 条第 1 項の規定により、指定管理者が市の指示に従わないとき、又は当該指定管理者による管理運営を継続することが適当でないと認めるときは、市は、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

7 管理の基準

指定管理者は、次の基準に従い本施設の管理運営業務を実施するものとします。

なお、管理の基準の詳細は、市と指定管理者が締結する協定及び仕様書で定めるものとします。

(1) 開館時間及び休館日

ア 開館時間

午前 9 時から午後 5 時まで

イ 休館日

土、日曜日及び祝日、1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日まで

※指定管理者は、必要があるときは、あらかじめ市の承認を受けて臨時に開館及び休館をし、又は開館時間を変更することができます。

(2) 法令の遵守

次の関連する法令を遵守し、適正な管理運営に努めてください。

ア 地方自治法、同施行令、老人福祉法

イ 松本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例、同施行規則

ウ 松本市総合社会福祉センター条例、同施行規則

エ 公衆浴場法

オ 労働基準法、同施行規則、最低賃金法及び労働安全衛生法

カ 松本市情報公開条例、同施行規則

キ 松本市個人情報保護条例、同施行規則

ク 松本市行政手続条例

ケ その他関係法令

(3) 情報の適正管理

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び松本市個人情報保護条例（令和 4 年条例第 38 号）の規定に基づき、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずることとします。

(4) 情報公開

指定管理者は松本市情報公開条例（平成 13 年条例第 72 号）の規定に基づき、当該施設の管理運営について情報公開請求がなされたときは、これに協力することとしま

す。

(5) 環境への配慮

指定管理者は、地球温暖化防止その他環境配慮及び環境保全に取り組むよう努めることとします。

8 管理運営に要する経費

(1) 使用料等の帰属

自主事業の収入等は、指定管理者の収入になります。(自主事業の実施に係る経費は、指定管理料からの支出はできません。当該事業から得られる収入により賄うこととします。)

(2) 市が支払う委託料の額

ア 協定期間中に市が負担する額の上限額は、次のとおりとします。応募の際は、この上限額以内で収支予算書における指定管理料を設定してください。

44,150千円(消費税及び地方消費税を含む。)

イ 委託料については、収支予算書において提示のあった金額を参考に、双方協議のうえ年度協定を締結し、年度ごとに予算の範囲内で支払います。

(3) 賃金水準の変動への対応

賃金水準の変動に対応する賃金スライド制度を導入しています。

指定管理料の人件費(指定期間1年目は、本市が指定管理料の上限額を算定した際に用いた人件費。2年目以降は前年の増減反映後の人件費の額)に、本市職員の人件費変動率を乗じて、年度ごとの見直し額を算出し、一定以上の変動(対象人件費の1%は指定管理者負担とし、それ以上の変動)が見られた場合に、当年度の指定管理料において、それに対応した増減を反映します。

増減反映後の増額分については、制度の趣旨を踏まえ、対象となる職員の人件費に充てるものとします。なお、職員への支払時期や方法等、実務上の取扱いについては、指定管理者の裁量によるものとします。ただし、人件費への充当が確認されない場合、改善指導の対象となることがあります。

(4) 会計年度

指定管理対象施設の管理運営に係る会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとします。

(5) 会計処理の独立と管理口座

本施設の管理運営に係る会計処理は、指定管理者の他の事業と区別し、専用の口座で管理してください。

9 応募資格

(1) 法人その他の団体(以下「団体等」という。)であること。個人での申請はできません。

(2) 団体等又はその代表者が次のいずれかに該当しないこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に規定する一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

ウ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

エ 本市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

オ 法人にあっては当該法人の、法人以外の者にあってはその代表者の市税又は国税に滞納がある者

カ 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者

(3) 松本市内に事業所を置く団体等（指定期間の始期の日までに、市内に事業所を設置する団体等を含む。）であること。

(4) 指定期間の始期の日までに、公衆浴場経営の許可を得ている団体等であること。

(5) 複数の団体等による申請

管理運営業務を効果的かつ効率的に行うために必要がある場合は、複数の団体が共同して（以下「共同体」という。）申請することができます。この場合において、次に掲げる事項に留意してください。

ア 共同体の構成団体を特定し、共同体の名称及び共同体内で代表となる団体等及び共同体の代表者等を定めること。

なお、指定期間中の構成団体の変更等は、原則として認めません。

イ 共同体の結成に当たっては、共同体結成に係る協定書又はこれに相当する書類を作成すること。

ウ 単独で申請した団体等は、共同体の構成団体として申請することができないこと。

エ 一つの団体等は、複数の共同体において、同時に構成団体になることができないこと。

(6) 失格

申請者が次の要件に該当する場合は、失格とします。

ア 募集要項に定めた資格・要件が備わっていないとき。

イ 収支計画書において、指定管理料が市の提示する上限額を上回るとき。

ウ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。

エ 松本市公の施設指定管理者選定審議会委員、本件業務に従事する本市職員及び本件関係者に対し、本件応募について個別に接触したとき。

オ 指定管理者としての適性審査において、適性と認められないとき（指定管理者選定審査項目のⅠ一次評価（書類審査）1適否審査に掲げる7項目のうち一つでも否があるとき）。

10 応募方法

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和7年7月1日（火）から令和7年8月19日（火）まで

＊窓口での配布は、土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

イ 配布場所

〒390-8620 松本市丸の内3番7号

松本市 健康福祉部 高齢福祉課 福祉担当

電話 0263-34-3492 F A X 0263-34-3016

※募集要項については、松本市のホームページからもダウンロードできます。

《ホームページURL》 <http://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/63/174493.html>

(2) 提出書類

次の書類について正本1部、副本1部（複写可）を提出してください。

なお、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、ケ、サ、シ(イ)(ウ)(エ)及びスについては、書面とともに、電子データ（PDF形式）をCD-ROM又はDVD-ROMに格納して提出してください。

※イについては、ページ番号を付けてください。

※書面は、両面コピーとし、提出書類の種類ごとに見出し（インデックス等）を付けてください。

ア 松本市公の施設の指定管理者の指定申請書（様式第1号）

イ 松本市公の施設事業計画書（様式第2号）（別紙2）

ウ 自主事業を実施する場合は、自主事業計画書及び自主事業予算書

エ 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類

オ 指定申請書を提出する日の属する事業年度（以下「申請年度」という。）の申請団体の収支予算書及び事業計画書

カ 申請年度前の過去3年度分の申請団体の財務諸表又は決算報告書及び事業報告書

キ 法人にあっては登記事項証明書【現在事項全部証明書】

ク 納税証明書（法人においては法人もの。法人以外の団体においては団体の代表者のもの）

(ア) 所轄税務署発行の納税証明書（法人税又は申告所得税並びに消費税及び地方消費税。未納の税額がないことの証明）

(イ) 松本市発行の市税完納証明書（市税が課税されている場合に、市税を滞納していない証明）

ケ 当該施設の指定管理期間における収支予算書

コ 公衆浴場法に係る公衆浴場経営許可証明書（ただし、応募期間内に提出できない場合は、指定期間の始期の期日までに許可を得て、写しを提出することを申立書に記載すること）

サ 労働条件調査票（別紙3）

シ その他市長が特に必要と認める書類

(ア) 地縁による団体の場合：地方自治法260条の2第12項の証明書など

その他の非法人の場合：団体の規約、構成員名簿など

(イ) 団体又はその代表者が法律行為を行う能力を有しない者などの事由に該当しないことの申立書（別紙４）

(ウ) 指定期間の始期の日までに松本市内に事業所を設置することについての申立書（様式任意）

(エ) 共同体による申請の場合にあっては、次の書類：共同体構成届出書（別紙５）及び共同体結成協定書又はこれに相当する書類（写し）を提出してください。

また、前記エからクについては、構成団体ごとに提出してください。

ス 前記の提出書類のうち、該当しないものがある場合は、該当のない提出書類の名称と該当のない理由を記載した書類（任意様式）を提出してください。

(3) 説明会

施設の概要、管理業務の内容、応募方法等について、次のとおり説明会を開催します。出席の場合は申し込みが必要です。（説明会終了後、施設見学を行います。）

ア 日時 令和７年７月８日（火） 午後２時から※施設見学を含めて１時間半程度

イ 場所 南部老人福祉センター 講座室

ウ 申込方法 令和７年７月４日（金）までに、電話、ＦＡＸ又は電子メールにより、松本市健康福祉部高齢福祉課福祉担当（担当 岩田）まで、「団体等の名称」「代表者」「参加人数」を明示してお申込みください。

エ 送付先 電話 0263-34-3492、ＦＡＸ0263-34-3016

Ｅメール：kaigo@city.matsumoto.lg.jp

(4) 募集要項に関する質問及び回答

募集要項に関する質問を次のとおり受け付けます。

ア 受付期間 令和７年７月９日（水）から令和７年７月１５日（火）まで

イ 受付方法 別紙６の様式に必要事項を記載の上、電子メール又はＦＡＸで送付してください（送付先は、前記説明会と同じ）。

ウ 回答方法 期間中受付をした全質問に対する回答を電子メール又はＦＡＸにて送付します。なお、質問者名は、公表しません。

回答日：令和７年７月３１日（木）

(5) 申請書類の提出

ア 受付期間 令和７年８月８日（金）から令和７年８月１９日（火）まで（土・日曜日、祝日は除く。）

イ 受付時間 午前９時から午後５時まで

ウ 受付場所 〒３９０－８６２０ 松本市丸の内３番７号

松本市 健康福祉部 高齢福祉課 福祉担当 担当：岩田

電話 0263-34-3492 ＦＡＸ0263-34-3016

エ その他

(ア) 申請書類は、必ず受付場所まで持参してください。郵送、ＦＡＸ、電子メール等による提出は、一切受け付けできません。

(イ) 申請書類の内容について、面接により聴取りを行う場合があります。

(ウ) 受付期間後の申請書類に関する変更及び追加は、原則認めません。

(エ) 申請書類のほかに、必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。

(6) 申請書類の取扱い

ア 申請書類の著作権

本市が提示する設計図書等の著作権は、松本市に帰属し、応募者の提出する書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、指定管理者に選定された申請団体の提出書類については、市が指定管理者制度導入による本施設の管理運営内容の公表及びその他必要と認める場合には、その一部又は全部を自由にかつ無償で利用できるものとします。

イ 情報公開等

申請者の名称や提案書類の概要等は、公平な審議を行うため審議会終了後に公開します。申請書類は、松本市情報公開条例に基づき公開することがあります。

ウ 返却

指定されなかった団体等の申請書類は、指定管理者の指定議決後、請求により原本のみ返却します。

11 指定管理者の候補の選定

(1) 選定の基準

ア 事業計画書の内容が、住民の平等利用を確保することができるものであること。

イ 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の削減が図られるものであること。

ウ 申請団体等が、事業計画書に沿った管理運営を安定して行う人的能力、資産その他経営の規模等の物的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

(2) 審査項目

別紙7のとおり

(3) 選定方法

ア 松本市公の施設指定管理者選定審議会（以下「選定審議会」という。）において、原則として、提出された事業計画書等に基づく書類審査とプレゼンテーションにより審査を行うこととします。

イ プレゼンテーションでは、提出した事業計画書等の内容を選定審議会委員に説明し、同委員の質問に回答するものとします。

ウ プレゼンテーションの時間、場所等の詳細については、該当申請者に対して書面で通知します。

エ 選定審議会では、施設の管理を行うのに最も適当と認められる団体等を選定基準に照らし審議し、その結果に基づき最優秀団体を選定します。

オ 選定審議会での最優秀団体の選定結果に基づき、副市長が指定管理者の候補者を選定し、公表します。選定結果については、申請書類を提出した申請者全員に対して通知します。

カ 指定管理者の指定は、市議会での議決を経て行います。

(4) 指定管理者の候補者の取消しと再度の選定

選定結果を通知した後に次のような事情が生じ、指定管理者の候補者を指定管理者に指定することが不可能になった場合は、既に審査を行った他の団体の中に指定管理

者として適当な団体があれば、その団体を新たな候補者とすることができることとします。

ア 指定議案が市議会で否決されたとき（なお、この場合、候補者が当該施設の管理運営のために支出した費用について、市は補償しません。）。

イ 市と行う協定締結に係る協議において、協定締結の合意に達しなかったとき。

ウ 候補者が倒産若しくは解散したとき。

エ 候補者の提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。

オ 申請資格がなくなったとき。

カ その他指定管理者として不適当と認められる事情が生じたとき。

12 協定の締結

市と指定管理者の候補者とは、市議会における当該指定管理者の指定に係る議案の議決後、正式に協定を締結します。協定は、指定期間全体に係る共通の基本的事項を定めた基本協定と当該年度の指定管理料の支払い等を定めた年度協定によるものとします。

13 モニタリング

指定管理者による施設の適切な管理運営と市民サービスの向上を目的として、市及び指定管理者は「モニタリングに関する要領」（別紙８）によるモニタリングを行います。

モニタリングの結果、指定管理者による管理運営が仕様・水準を満たしていないと認められる場合は、市は指定管理者に対して改善要求等を行い、指定管理者はこれに従わなければなりません。

なお、このモニタリング結果に基づき、市は毎年度指定管理者の評価を行い、その結果を公表します。

14 指定管理者の指定の取消し

指定管理者として指定された者が次の事項に該当した場合は、指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

(1) 指定管理者の業務開始前までの期間における取消し等

ア 取消し等となる要件

(ア) 指定管理者が倒産若しくは解散したとき。

(イ) 指定管理者の提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。

(ウ) 申請資格がなくなったとき。

(エ) 指定管理者から指定の取消し等について申出があったとき。

(オ) その他指定管理者として不適当と認められる事情が生じたとき。

イ 取消し等に係る協議

市は前記の取消しを行おうとするときは、事前にその旨を指定管理者に通知した上で、必要な事項について協議を行います。

ウ 業務開始の遅延

前記の協議を経て、指定管理者の責に帰すべき理由により業務開始が遅延し、緊急的に市が直接管理を行うこととなったときは、市はその費用について取消しを受

ける指定管理者に求償します。

(2) 指定期間中における取消し等

ア 取消し等となる要件

- (ア) 指定管理者が、協定書等に定める業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと市が認めたとき（不可抗力の発生による場合を除く。）。
- (イ) 指定管理者又はその代理人その他指定管理者の使用人等が、別紙8「松本市南部老人福祉センターの管理運営のモニタリングに関する要領」第4条及び第5条に規定する実施状況の確認等の執行を正当な理由なく妨げたとき、又は偽りその他不正の行為があると市が認めたとき。
- (ウ) 指定管理者が、協定書等に違反し、指定管理者として不適当と市が認めたとき。
- (エ) 指定管理者の財務状況の悪化等により本業務の履行が著しく困難となったとき。
- (オ) 指定管理者が、本施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等の取消処分又は停止処分等を受けたとき。
- (カ) 松本市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員が、指定管理者の経営等に関与していることが発覚したとき。
- (キ) 指定管理者から指定の取消しの申出があったとき。
- (ク) (ア)から(カ)までに掲げるもののほか、指定管理者として不適当と市が認めたとき。

イ 取消し等に係る協議

市は前記の取消しを行おうとするときは、事前にその旨を指定管理者に通知した上で、必要な事項について協議を行います。

なお、この協議を経て指定管理者が指定の取消しを受けるときは、指定管理者は、次の指定管理者が指定されるまで本業務を継続し、かつ円滑に引継ぎを行うよう努めることとします。

ウ 業務の中止等

前記の協議を経て、指定管理者の責に帰すべき事由により、やむを得ず緊急的に市が直接管理を行うこととなったときは、市は、その費用について取消しを受ける指定管理者に対して求償します。

15 損害賠償

- (1) 指定管理者は、本業務の履行に当たり、指定管理者の責に帰すべき事由により市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償することとします。
- (2) 市は、指定管理者の責に帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、指定管理者に対して賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することがあります。
- (3) 指定管理者の責に帰すべき事由による業務開始の遅延及び業務の中止に係る損害賠償については前記14のとおりです。ただし、不可抗力等、市及び指定管理者双方の責に帰すことのできない事由により、業務の継続が困難となった場合は、事業継続の可否について両方で協議するものとし、市がやむを得ないと認めた場合は、指定の取消しをします。

なお、この場合においても、指定管理者は、市が指定するものに対し、円滑かつ支障なく業務の引継ぎを行うものとしします。

16 市と指定管理者の責任分担

(1) リスク分担表

管理業務を行うに当たって想定されるリスクについての基本的な考え方は、別紙9「松本市南部老人福祉センターの指定管理に係るリスク分担表」(以下「リスク分担表」という。)のとおりです。

施設・設備・備品の損害における、経年劣化によるもの及び第三者の行為から生じたもので、相手方が特定できない場合において、負担割合額の考え方は下記のとおりです。

修繕料額	1 件 4 0 万円の場合	1 件 1 0 万円の場合	1 件 5 万円が 3 件の場合
負担割合	市 4 0 万円	指定管理者 1 0 万円	指定管理者 5 万円×3 件

なお、詳細は、指定管理者と協議の上、協定を締結する際に定めます。

(2) 保険

本業務の実施に当たり、市及び指定管理者が付保する保険は、仕様書によります。

(3) 連帯保証人

ア 指定管理者は、協定締結に当たって連帯保証人を立てることとしします。連帯保証人は、指定管理者の責に帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合に、次の指定管理者への引継ぎが行われるまでの間、指定管理者を支援するとともに、指定管理者の損害賠償金の支払いを保証するものとしします。なお、連帯保証人は、次の場合免除できるものとしします。

(ア) 直近 3 期の財務指標による審査が C (標準) 以上である場合

(イ) 指定管理者が国又は地方公共団体の外郭団体(国又は地方公共団体が 2 分の 1 以上を出資・出えんしている団体)である場合

(ウ) 指定期間を対象として、指定管理者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合(履行保証保険により保証する額は本施設における年間の管理運営経費の 25%(3/12 か月)以上とし、別途市が指示します。保険契約に係る費用については、指定管理者の負担となります。)

(エ) 市の見積りによる年間管理運営経費が 100 万円以下であり、かつ指定管理者が協定を確実に履行するものと認められるとき。

イ 連帯保証人は前記アの内容の履行に必要な資力、能力を有するものとし、市が不適当と認めるとき、指定管理者はその変更をしなくてはならないものとしします。

17 備品等の帰属

(1) 貸与備品等

市が購入の上貸与した備品等は、市に帰属します。指定管理者は、協定期間中貸与備品等を常に良好な状態に保つものとしします。指定管理者の責に帰すべき事由により貸与備品等をき損し、又は滅失したときは、指定管理者が弁償することとなりますが、経年劣化等により使用不能となった場合の取扱いは、リスク分担表のとおりとしします。

(2) 購入備品等

指定管理者が自らの負担により購入又は調達をした備品等は、指定管理者に帰属します。指定管理期間終了時には、原則として指定管理者自らの責任と費用で、撤去又は撤収をすることとします。

18 その他留意事項

(1) 申請の辞退

申請受付後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。

(2) 申請に関する費用負担

申請に関して必要となる費用は、申請者が負担することとします。

(3) 協定締結に係る費用負担

協定締結に要する費用は、指定管理者の負担とします。

(4) 行政財産の目的外使用

施設内に自動販売機等を設置する場合には、行政財産の目的外使用として市の許可が必要となります。この場合に、行政財産の目的外使用に関する条例（昭和39年条例第20号）の規定に基づく使用料を納付していただくことになります。

指定管理者以外の者が目的外使用許可の申請を行い、市の許可を受けた場合は、許可を受けた者と指定管理者との間で、電気使用料、水道料金等の経費負担について取り決めをします。

(5) ごみの処理について

施設で発生するごみは、指定管理者が責任を持って適切に処理するものとします。

(6) ネーミングライツについて

本施設の名称は「松本市南部老人福祉センター」ですが、財源の確保や施設の魅力及び市民サービス向上のため、ネーミングライツ（※）を導入する可能性があります。ネーミングライツの導入に伴い、指定管理者が行う業務内容等に変更が生じることがあります。その際は、指定管理者と市は業務内容等について別途協議を行うこととします。

※ ネーミングライツ：施設命名権。施設等の名称に企業名、商品名等を冠した愛称を付与する権利

(7) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

令和5年10月1日から導入されている消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）について、指定管理者においても適格請求書（インボイス）の交付や交付したインボイスの保存等の事務が必要となります。インボイス制度への対応など詳しい内容については、国税庁ホームページの「インボイス制度」を確認の上で対応いただくとともに、市担当課と調整をしてください。

(8) 松本市公契約条例に基づく対応について

松本市公契約条例に基づき、初年度の業務開始時に労働環境報告書の提出が必要となります。また、指定管理期間中に報告書に記載した内容に変更があれば都度提出が必要です。清掃業務など特定の業務を第三者に委託する場合は、委託先業者からも提出を要します。

(9) 施設のＬＥＤ化について

指定期間内にＬＥＤ化を実施した場合は、電気料について精算をする場合があります。

19 問合せ先

〒390-8620 松本市丸の内3番7号

松本市 健康福祉部 高齢福祉課 福祉担当 （担当：岩田）

電話：0263-34-3492

FAX：0263-34-3016

Eメール：kaigo@city.matsumoto.lg.jp